

工事成績評定通知実施要領

(目的)

第1 本要領は、工事成績について、「工事成績評定要領」（以下「評定要領」という。）第8又は第9の通知、第10及び第11の回答並びに第12の公表に関する事項を定める。

(対象工事)

第2 工事成績評定の通知の対象は、評定要領第2に規定された全工事とする。

(評定点の通知)

第3 部長又は地方局長は、評定者から評定表等の提出がなされた後、当該工事の受注者に評定点を速やかに別記様式第1により通知するとともに、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

2 また、評定要領第9に基づき評定を修正した場合についても同様とする。

(説明請求)

第4 第3の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、部長又は地方局長に評定点について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第5 部長又は地方局長は、評定点の通知を受けた受注者から評定点についての説明を求められた場合、速やかに別記様式第2により回答するものとする。

2 部長又は地方局長は、説明の申立者に回答を行ったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により速やかに公表するものとする。

(再説明請求)

第6 第5の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、部長又は地方局長に対して、再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求に対する回答)

第7 部長又は地方局長は、第6の説明に係る回答を受けた受注者から再説明を求められた場合、別記様式第3により回答するものとする。

2 部長又は地方局長は、前項の回答をする場合、工事成績評定審査委員会の審議を経てから回答するものとする。

3 部長又は地方局長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を速やかに公表するものとする。

(評定結果等の公表)

- 第8 第3の評定点並びに第5第2項及び第7第4項の申立者の提出した書面及び回答を行った書面(以下「評定結果等」という。)は、速やかに公表するものとする。
- 2 公表は閲覧方式とし、本庁設計工事については愛媛県庁、地方局設計工事については当該地方局にて閲覧に供することとする。
 - 3 閲覧期間は完成検査日の属する年度及びその翌年度、閲覧時間は県の執務時間とする。
 - 4 評定結果等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に必要事項を記入することとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(受注者) 殿

地方局長

工 事 成 績 評 定 通 知 書

貴社が受注した工事について、工事成績評定要領に基づき評定した結果を下記のとおり通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の趣旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により説明を求めることができます。

疑問の趣旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

工 事 番 号		※評 定 点	
工 事 名		路線河川名等	
工 事 箇 所			
請 負 代 金 額			
工 期	年 月 日	～	年 月 日
完成検査年月日	年 月 日		

※項目別評定点は、別表1のとおり

(送付先及び手続き等の問い合わせ先)

(施行注意)

本庁設計に係る工事の場合は、発信者を地方局長から部長に修正して使用のこと
評定点が修正された場合は、※評定点を※修正評定点に修正して使用のこと。

別表 1

項目別評定点

評価項目	細 別	評定点／満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	／ 3.3 点
	II. 配置技術者	／ 4.1 点
2. 施工状況	I. 施工管理	／13.0 点
	II. 工程管理	／ 8.1 点
	III. 安全対策	／ 8.8 点
	IV. 対外関係	／ 3.7 点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	／14.9 点
	II. 品質	／17.4 点
	III. 出来ばえ	／ 8.5 点
4. 工事特性 (加点のみ)	I. 施工条件等への対応	／ 7.3 点
5. 創意工夫 (加点のみ)	I. 創意工夫	／ 5.7 点
6. 社会性等 (加点のみ)	I. 地域への貢献等	／ 5.2 点
7. 法令遵守等 (減点のみ)		
評定点合計		／100 点

(受注者) 殿

地方局長

工事成績評定に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

本説明書に疑問があるときは、その疑問の旨を付して、この書面の回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、再説明を求めることができます。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 疑問に対する回答
- 4 送付先及び手続き等の問い合わせ先

(施行注意)

本庁設計に係る工事の場合は、発信者を地方局長から部長に修正して使用のこと。

別記様式第3

第 年 月 号
日

(受注者) 殿

地方局長

工事成績評定に係る再説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、下記のとおり回答します。

記

- 1 工 事 番 号
- 2 工 事 名
- 3 疑問に対する回答

(施行注意)

本庁設計に係る工事の場合は、発信者を地方局長から部長に修正して使用のこと。